

山形県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

山

形

県

目 次

第 1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進	2
3 農業上の土地利用の基本的方向	3
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2 農業生産基盤の整備と開発の方向	12
3 農業地帯別農業生産基盤の整備と開発の方向	13
4 広域整備の構想	14
第 4 農用地等の保全に関する事項	15
1 農用地等の保全の方向	15
2 農用地等の保全のための事業	16
3 農用地等の保全のための活動	16
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	18
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	18
2 各農業地帯別の農業経営推進方向	19
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	20
1 農業の近代化のための施設の整備の基本的方向	20
2 重点作物別の構想	20
3 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針	24
4 広域整備の構想	32
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	34
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	34
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備等の支援	34
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	35
第 8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	37
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	37
2 農村地域における就業機会の確保のための構想	37
第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	38
1 生活環境施設の整備の必要性	38
2 生活環境施設の整備の構想	38

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

明確な四季の変化に富み、豊かな自然に恵まれた本県は、県土を貫流する最上川を母体として、多様な産業展開と多彩な文化が根付いており、こうした中、良質米の生産や落葉果樹をはじめとした園芸、地域特性を生かした畜産など、特色ある農業活動が行われてきた。

一方、本県の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少と高齢化による生産構造の脆弱化や米価をはじめとする農産物価格の低迷、産地間競争の激化などにより、経営環境の厳しさが増してきている。

このような中、本県においては、平成29年3月に、「高い競争力により力強く発展し、地域に活力と誇りを与える農林水産業の実現」を基本理念とした、「山形県農林水産業振興計画」を策定し、本県農林水産業と農山漁村が目指すべき方向と施策展開の方針等を明らかにしている。また、令和7年3月に、「第5次農林水産業元気創造戦略」を策定し、「未来」を拓く「人」と「技術」が躍動する、新時代の農林水産業の展開を目標に、「農林水産業者が豊かさを実現し、誇り・夢・希望が持てる農林水産業」と「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」の実現に向けて取り組むこととしている。

このような情勢を踏まえ、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する考え方を示すと以下のとおりである。

1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づく新たな「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和7年6月27日変更。以下「新たな基本指針」という。）第3の設定基準に基づき、目標設定の基準年を令和5年、目標年を令和17年とし、確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標を定める。

具体的には、新たな基本方針における令和17年時点の農用地区域内農地の面積目標は、すう勢によれば、令和5年現在の約119,700haから、令和17年には、農地転用目的による農用地区域からの除外・転用や荒廃農地の発生により約1,500ha減少し、約118,200haになると見込まれるところ、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生防止及び荒廃農地の解消の効果を織り込むこと等により、約119,200haとする。

目標：119,200ha=118,200ha（すう勢）+1,100ha（農業振興地域の白地地域内における20ha以上の集団的農地等 約570haの編入、荒廃農地の発生防止及び再生可能な荒廃農地の解消 約540haを目指す）-約100ha（考慮すべき事由）

本県の農業は、県民をはじめ国民の生活に欠かせない食料等の安定供給にかけがえのない役割を担っている。この農業生産のための最も基礎的な資源である農地は永続的に維持・保全していかなければならない。

中でも、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農振法に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図るうえでも必要である。

このようなことから、以下に掲げる施策を実施し、優良農地の確保に努める。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進

(1) 農業振興地域制度の適切な運用

県及び市町村は、新たな基本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用するものとする。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

(2) 農地の保全・有効利用

令和7年3月に県内全市町村で策定された「地域計画」について、地域の話し合いによる継続的な見直し、地域課題に着目した地域伴走型の支援に取り組むとともに、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化を加速化するものとする。

特に、耕作条件が厳しい中山間地域等における営農継続に対する支援、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(3) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ、地域ニーズや特性を踏まえた農地の大区画化、水田の汎用化を推進するとともに、用排水路のパイプライン化や自動操舵(トラクター、田植え機)が稼働しやすい大区画形状の基盤整備、これと併せた自動給水栓の導入など、水管理のICT化に向けた施設整備の推進を図り、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることと

するとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農振法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の変更にあたっては、農業振興地域整備計画を変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(7) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農振法に基づく交換分合制度を積極的に活用し農用地利用計画の変更を行い、農業振興地域内における優良農地の集団化や農業経営基盤の強化に資するものとする。

(8) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

地方公共団体等が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第1条の2第3項に規定される地方公共団体等の責務に鑑み、農振法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすように努めるものとする。

(9) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係各部署各課間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、法定意見聴取団体等、市町村においては、関係農業団体、関係商工団体その他市町村の関係団体及び集落代表者から、必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

各農業地帯別の土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

(1) 村山農業地帯

村山農業地帯は、県都山形市を中心に、本県の中核都市圏として、産業・経済、文化等の活動が盛んな地域で、県人口の約半分が集積している。

地帯内には国道等を中心とした道路網が縦横に走り、山形自動車道、東北中央自動車道、山形新幹線、山形空港など高速交通網も整備されていることもあいまって、住宅や企業の立地が進み、今後も農業外からの土地需要が見込まれる。

気象条件としては、山間部を除き、平坦部は典型的な内陸性気候で夏冬の寒暖の差は大きいものの、雪は少なく、また風水害等も比較的少ないなど、県内では気候的に恵まれた地域であるが、北部地域は日本でも有数の豪雪地帯となっており、融雪が遅いため耕作期間は短く、さらに奥羽山系の西峰からの偏東風（やませ）による低温障害も受けやすく、気候的に厳しい地域となっている。

農業生産の面では、村山農業地帯における農業産出額の約7割を占める園芸作物を中心とした複合経営が盛んな地域となっている。果樹では、さくらんぼ、りんご、ぶどう、西洋なし、もも、すもも、野菜では、トマト、ねぎ、きゅうり、花きでは、ばら、ストック、鉢物・花壇苗、りんどう、切り枝桜などの産地が形成されている。

また、北部地域は、国内有数のすいかの産地であり、肉用牛を中心とした畜産が盛んとなっている。

以上のことを踏まえ、本地帯の農業上の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

ア 北部の河川流域の平坦部及び洪積台地においては、水田を中心とした土地利用がなされているが、経営面積は比較的小さく、基盤整備等を契機とした担い手への農地の集積・集約化を積極的に進めていく必要がある。併せて、高収益作物栽培の本格的な振興を図るため、水田の汎用化を推進していく。

イ 北部の傾斜地においては、すいか、トマト等を中心とした野菜栽培や、肉用牛を中心とした畜産が盛んとなっており、今後とも野菜、畜産の振興のための土地利用を進めていく。

ウ 南部地域においては、園芸を中心に複合経営が高度に進んでおり、園芸と水田農業が調和した発展を図り、周年・高収益農業を推進していくことが重要となっている。

水田農業においては、水田の区画整理は比較的進んでいるが、さらに生産コストの低減を図るなど経営の安定化に向けた農業生産基盤の整備を計画的に進め、基盤整備等を契機とした農地の集積・集約化などにより経営規模の拡大を実現するとともに、水田の汎用化を推進していく。

複合経営の核となる園芸農業では、施設化による安定生産を進めながら、品質向上や省力・低コスト化に向けた対策が求められている。園芸農業の振興に向けた地下かんがい施設や樹園地内の農道整備を推進し、優良農地の確保・整備に努める。

(2) 最上農業地帯

最上農業地帯は、新庄市を中心として県北東部に位置し、東を奥羽山系、西を出羽丘陵に囲まれた盆地である。総面積のうち約8割が森林に覆われ、経営耕地面積割合は1割程度と低い。

地帯の中央部を、国道 13 号線と国道 47 号線が縦横に走るとともに、南北に奥羽本線、東西に陸羽東線、陸羽西線が交差し、交通の要衝となっている。また、山形新幹線は新庄まで延伸され、また、東北中央自動車道（新庄金山道路等）の整備が進められており、新庄酒田道路（地域高規格道路）等が一部供用開始される等、高速交通網の整備が着実に進んでおり、産業、文化等幅広い分野での発展が期待されている。

気象条件としては、夏期に内陸盆地特有の高温多湿となるが、しばしば東部を中心に偏東風（やませ）が吹き、冷涼・寡照となる。冬期は北西の季節風の影響を受け、県内有数の豪雪地帯となる。

農業生産の面では、米が農業産出額の約 4 割以上を占める基幹作物となっているほか、野菜や畜産、花き、菌茸等多様な作物との組み合わせによる複合経営が行われている。

以上のことを踏まえ、本地帯の農業上の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

ア 各河川流域の平坦部及び洪積台地においては、水田を中心とした土地利用がなされているが、県内他地域と比較して整備率が低い農業生産基盤の整備を着実に推進していくとともに、高収益作物への転換に向けた水田の汎用化も推進していく。

イ 中山間地域においては、気象条件を活かした山菜や花きの生産並びに菌茸類や畜産の振興のための土地利用を進めていく。

(3) 置賜農業地帯

置賜農業地帯は、本県の南部に位置し、東を奥羽山系、西を磐梯朝日国立公園の飯豊山系及び朝日山系、南を吾妻山系に囲まれた盆地である。

地帯内には国道を中心とした道路網が縦横に走り、奥羽本線（山形新幹線）、米坂線、フラワー長井線が交差し、交通の要衝になっている。また、東北中央自動車道については、福島大笹生－米沢北間が平成 29 年 11 月に、南陽高畠－山形上山間が平成 31 年 4 月に開通し、さらには新潟山形南部連絡道路（地域高規格道路）も梨郷道路が令和 6 年 3 月に開通し、小国道路が平成 31 年に事業着手されるなど整備が進み、今後もさらなる産業・経済、文化等の活性化が図られ、農業外からの土地需要の増大が見込まれる。

気象条件としては、内陸型盆地に位置するため、年間の寒暖の差が大きく、県内でも降雪量の多い地域となっている。

農業生産の面では、米を基幹作物として、果樹、野菜、花きなどの園芸作物や、畜産を組み合わせた複合経営が主体となっており、環境に配慮した農産物の生産に対する意識も高い。

以上のことを踏まえ、本地帯の農業上の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

ア 平坦部は、水田を中心とした土地利用がなされているが、整備水準の低い水田（10～20a 区画）が多く、農道及び用排水路は一部未整備のため、農作業効率の向上、担い手への農地の集積・集約化及び水田を活用した米以外の作物の生産拡大を図るための農業生産基盤の整備を推進していく。

イ 平坦部の畑地は、水田と混在し、かつ、小規模の団地が多いため、畑地の団地

化を推進する。

ウ 中山間地域は、畑地の一部が草地に利用されている他、水田転換畑に、そば、飼料作物などが作付されている。また、東部傾斜地には、ぶどうを中心とした果樹園が広がっているが、急傾斜地での廃園が進んでいる。作業効率の向上、生産量確保と品質向上、生産コスト削減を図るため農業生産基盤整備（平地の水田に移行）を推進する。

また、畜産においても、全国ブランドである「米沢牛」の生産地であり、また県内一の酪農地帯であることから、耕畜連携による自給飼料の生産・利用拡大を推進する。

（４）庄内農業地帯

庄内農業地帯は、本県の北西部に位置し、北に鳥海山を抱え、東は出羽丘陵、西に海岸砂丘地帯を経て日本海に接し、南は朝日山地を経て新潟県と接しており、その中心にある広大な庄内平野は日本有数の稲作地帯として知られている。

地帯内には、国道を中心とした道路網が縦横に整備され、羽越本線が縦断するとともに、県内唯一の重要港湾酒田港が海上交易の窓口として整備されている。また、既に利用されている庄内空港や山形自動車道に加え、日本海沿岸東北自動車道も新潟・秋田両県境部で事業が進められており、当該高速交通網の整備による土地需要が見込まれる。

気象条件としては、日本海の影響を受けて多雨多湿の海洋性気候となっており、気温の日較差は少なく比較的温暖である。冬期は、山間部を除き降雪量は少ないものの、北西の季節風が強い。

農業生産の面では、基幹作物である水稻を中心に、かき・なし等の果樹、メロン・えだまめ等の野菜、ストック・トルコぎきょう等の花きの栽培や、養豚・養鶏が盛んである。

以上のことを踏まえ、本地帯の農業上の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

ア 最上川や赤川をはじめとする各河川流域の平野部においては、水田を中心とした土地利用がなされている県内で最も農業生産基盤整備が進んだ地域であり、一部では大区画ほ場での効率的な生産も行われている。今後さらなる農地の集積・集約化を図るとともに、えだまめ、ねぎ等の園芸作物の導入にも対応できる農業生産基盤の整備、用排水施設の計画的な補修・更新整備を推進していく。

イ 出羽丘陵等の山間山麓地においては、傾斜面を利用した畑地、牧草地が広がっており、その気象条件を活かした、かき、赤かぶ、アスパラガス、えだまめ、うるい・行者にんにく等の山菜、花木等の栽培が行われている。今後は、団地単位や生産組織単位で農地の高度利用を進めていく。

ウ 日本海に面した海岸砂丘地帯においては、メロン、いちご、ストック等の園芸作物の産地化が進んでいる。今後は、畑地帯の用排水対策をさらに推進していくとともに、荒廃農地の有効利用を促進していく。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置 及び規模に関する事項

法第3条の2により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする区域は次のとおりである。

(指定予定地域)

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の 規模	備考
村山 農業地帯	山形 農業地域 (山形市)	山形市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 13,133 h a (農用地面積 5,623ha)	
	寒河江 農業地域 (寒河江市)	寒河江市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,817 h a (農用地面積 3,213ha)	
	上山 農業地域 (上市市)	上市市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,712 h a (農用地面積 2,588ha)	
	村山 農業地域 (村山市)	村山市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,239 h a (農用地面積 4,881ha)	
	天童 農業地域 (天童市)	天童市のうち都市計画法の市街化区域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,196 h a (農用地面積 3,970ha)	
	東根 農業地域 (東根市)	東根市のうち都市計画法の用途地域、山形空港、陸上自衛隊用地、林木育種場及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,909 h a (農用地面積 3,183ha)	
	尾花沢 農業地域 (尾花沢市)	尾花沢市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 21,328 h a (農用地面積 5,616ha)	
	山辺 農業地域 (山辺町)	山辺町のうち都市計画法の市街化区域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,653 h a (農用地面積 1,426ha)	
	中山 農業地域 (中山町)	中山町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,927 h a (農用地面積 1,268ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
村山農業地帯	河北農業地域 (河北町)	河北町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,702 h a (農用地面積 2,073ha)	
	西川農業地域 (西川町)	西川町のうち都市計画法の用途地域、寒河江ダム用地、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,667 h a (農用地面積 672ha)	
	朝日農業地域 (朝日町)	朝日町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,280 h a (農用地面積 1,544ha)	
	大江農業地域 (大江町)	大江町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,455 h a (農用地面積 1,202ha)	
	大石田農業地域 (大石田町)	大石田町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,323 h a (農用地面積 2,000ha)	
地帯計			総面積 110,341 h a (農用地面積 39,258ha)	
最上農業地帯	新庄農業地域 (新庄市)	新庄市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,355 h a (農用地面積 5,494ha)	
	金山農業地域 (金山町)	金山町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,344 h a (農用地面積 1,763ha)	
	最上農業地域 (最上町)	最上町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,637 h a (農用地面積 2,319ha)	
	舟形農業地域 (舟形町)	舟形町のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,458 h a (農用地面積 1,622ha)	
	真室川農業地域 (真室川町)	真室川町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,040 h a (農用地面積 2,073ha)	
	大蔵農業地域 (大蔵村)	大蔵村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,391 h a (農用地面積 1,440ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
最上農業地帯	鮭川農業地域(鮭川村)	鮭川村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,834 h a (農用地面積 1,913ha)	
	戸沢農業地域(戸沢村)	戸沢村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,509 h a (農用地面積 1,936ha)	
地帯計			総面積 41,568 h a (農用地面積 18,561ha)	
置賜農業地帯	米沢農業地域(米沢市)	米沢市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,576 h a (農用地面積 4,692ha)	
	長井農業地域(長井市)	長井市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,690 h a (農用地面積 3,109ha)	
	南陽農業地域(南陽市)	南陽市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,696 h a (農用地面積 3,144ha)	
	高畠農業地域(高畠町)	高畠町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,886 h a (農用地面積 4,331ha)	
	川西農業地域(川西町)	川西町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 9,979 h a (農用地面積 5,758ha)	
	小国農業地域(小国町)	小国町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,339 h a (農用地面積 1,056ha)	
	白鷹農業地域(白鷹町)	白鷹町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,939 h a (農用地面積 2,531ha)	
	飯豊農業地域(飯豊町)	飯豊町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,520 h a (農用地面積 2,383ha)	
地帯計			総面積 53,625 h a (農用地面積 27,003ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
庄内農業地帯	鶴岡農業地域 (鶴岡市)	鶴岡市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、鶴岡鉄鋼団地、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 35,478 h a (農用地面積 19,715ha)	
	酒田農業地域 (酒田市)	酒田市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 28,238 h a (農用地面積 13,332ha)	
	庄内農業地域 (庄内町)	庄内町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,842 h a (農用地面積 5,976ha)	
	三川農業地域 (三川町)	三川町のうち既存市街地の区域を除いた区域	総面積 3,261 h a (農用地面積 2,211ha)	
	遊佐農業地域 (遊佐町)	遊佐町のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,348 h a (農用地面積 4,490ha)	
地帯計			総面積 89,167 h a (農用地面積 45,723ha)	
県計			総面積 294,701 h a (農用地面積 130,545ha)	

* 指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：令和5年12月31日現在

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備は、長期的な計画（平成13年度からは「山形県農業農村整備長期計画」）に基づき、進められている。

令和5年度末現在で、水田の整備率は約79.9%に達しているが、農業就業人口の減少や高齢化の進展、新たな米政策への対応、経済連携の進展に伴うグローバル化等、農業をとりまく環境の大きな変化に対応するため、以下のような施策課題が生じている。

- ア 競争力の高い農業生産の持続的な発展のため、農地中間管理機構等との連携強化を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する必要があること。
- イ 農作業の省力化及び効率化に向け、スマート農業技術を最大限に発揮する農業基盤整備を推進するとともに、畦畔撤去等の部分的整備を効果的に取り組みながら大区画整備率の向上を図る必要があること。
- ウ 新たな園芸産地づくりに向け、生産者の高齢化や担い手不足に対応するため、農業関係機関との連携による新規就農者等の受入れと新たな担い手の育成が可能な園芸団地を整備し、産地形成に向けた園芸作物の導入を支援する必要があること。
- エ 基幹的農業水利施設の多くは、昭和40年～50年代に整備され老朽化が進んでいるため、点検・機能診断を行い、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る効率的な対策工事の実施が必要であること。
- オ 農地の利用率の低下、農業者の減少と高齢化の進行や、過疎化・混住化等による集落の機能低下により、土地改良施設の維持管理に支障をきたすことが懸念され、管理体制の強化が必要となっていること。
- カ 中山間地域を中心に荒廃農地が多く発生しているため、発生防止対策の強化や地域の共同活動による農地保全、農村活性化の中心を担う人材の育成など、農地の有効活用に向けた取り組みが急務となっていること。
- キ 一方で、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の十分な発揮に期待するなど、国民の意識に変化が生じ、農村の景観、環境に配慮した事業展開が求められていること。

これらを踏まえ、今後の農業生産基盤の整備方針は、優良農地の確保を図りつつ、地域の条件に即した計画的な農業生産基盤整備を推進し、併せて環境との調和に配慮した事業の展開を図るものとする。

以上のことを踏まえ、農用地区分別並びに各地帯別に、その整備の基本的な方向を示すと、以下のとおりである。

2 農業生産基盤の整備と開発の方向

(1) 「水田」の整備

- ア 平地においては、生産性の向上と農地の集積・集約化を一層図るために、水田のほ場整備を推進する。特に、水田農業における経営規模の拡大と生産コストの一層の削減、管理作業の省力化を可能とする大区画ほ場の確保に努める。
- イ 中山間地域については、農業生産地域としての役割のほか、多面的機能の発揮の面からも、地域の土地条件に即したきめ細かな農業生産基盤の整備を行う。
- ウ スマート農業の実装化に向け、自動走行農機等に対応した農地整備を推進するとともに、基盤整備と併せた自動給水栓の導入など水管理の省力化に向けたICT設備の導入を促進し、農作業の省力化及び効率化を図る。
- エ 大豆やそば等の土地利用型作物に加え、収益性の高い園芸作物栽培にも対応したほ場の整備を実施し、水田の汎用化を推進する。
- オ 農業水利施設の機能維持に向け、施設のライフサイクルに合わせた効率的な対策工事を推進する。その際、農業生産活動を通じた多面にわたる機能の十分な発揮を図る上での施設の適切な維持管理及びその体制にも配慮する。
- カ ほ場整備事業においても、用排水路等の一部に生態系に配慮した区間を作ることなども検討し、「生態系に配慮した水田整備」を推進する。

(2) 「畑」の整備

- ア 収益性の高い園芸作物の生産地形成を一層推進するため、畑地かんがい施設の整備についても啓発・普及を図る。
- イ ほ場整備事業実施地域内に介在する畑は、水田の整備と一体的に整備を進めるとともに、畑寄せを行い、集団化を図る。

(3) 「樹園地」の整備

- ア 安定的な農業経営を図るため、樹園地内の農道の整備を推進する。また、畑地かんがい排水施設の整備についても啓発・普及を図る。なお、畑地かんがい用水については、現在有する水資源の有効利用を図る。
- イ 荒廃農地が介在する地域については、耕作放棄に伴う悪影響を除去するため、保全管理区域と生産区域を区分し、それぞれの農業生産基盤の整備を計画的に進める。

(4) 「草地」の整備

草資源の活用という、自給飼料に立脚した酪農及び肉用牛生産を展開するため、各地域の実情に応じて関係者との情報を共有し、簡易造成による草地利用や既存草地の改良整備を進める。

3 農業地帯別農業生産基盤の整備と開発の方向

(1) 村山農業地帯

- ア 平地部での水田の区画整理は比較的進んでいるが、水田の大区画化はほとんど進んでいない。更なる生産コストの低減を図るための水田の大区画化や用排水路の管路化、高収益作物の導入のための水田の畑地化・汎用化（排水改良・地下かんがい施設など）の農業生産基盤の整備を進める。
- イ 農業用水の安定供給のため、計画的な農業用排水施設の整備と長寿命化対策を推進する。
- ウ 西部地域、北部地域は、果樹栽培や施設園芸が盛んな地域であるため、干ばつ対策、品質向上を図る観点から、畑地かんがい施設の整備を進める。
- エ 農産物流通体系の整備、果樹等の品質向上と併せて、観光果樹園や体験農園を通じた都市との交流、新たな所得と雇用機会の創設を図るため、樹園地内の農道整備を推進する。

(2) 最上農業地帯

- ア 県平均と比較すると水田の整備率は低い状況にあり、とりわけ中山間地域や最上川・鮭川・小国川沿線には未整備水田が多く存在しているので、地域のニーズを踏まえつつ、その地域の条件に適合し低コスト・省力化に向けたほ場整備を計画的に推進する。
- イ 国営、県営等で造成された基幹水利施設を有効に活用するとともに、老朽化により不具合が生じた施設に対しては適期に適切な補修等を行い、長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図る。
- ウ 中山間地域では、老朽化した山腹水路や水路トンネルが数多くあり、既存施設の整備更新に当たっては工法等を検討しコスト縮減を図りながら適切な整備を推進する。

(3) 置賜農業地帯

- ア 未整備水田の多くは、昭和40年以前に農地や農道をある程度整えているが、10～20a程度と狭く、用排水路は土水路となっている。このため、水田の大区画化や水路の地中化などの農地整備を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。また、スマート農業の実装化に向け、自動給水栓などの導入も促進し、農作業の省力化及び効率化を図る。
- イ 水田を活用した高収益作物の生産拡大や、耕畜連携を図る自給飼料の生産など作物にあわせた戦略的な農業生産基盤の整備を推進する。
- ウ 基幹的な農業用排水施設は、経年による老朽化が進行しているため、深刻な機能低下を引き起こす前に適切な機能診断に基づいた計画的な補修・整備・更新を推進する。

(4) 庄内農業地帯

- ア 30aの標準区画での水田のほ場整備は概ね完了しているが、農作業の省力化及び

効率化を進めるため、畦畔撤去等の部分的整備による大区画化、用排水路の管路化及びスマート農業技術の導入などを推進する。

イ 従来の暗きょ排水だけでは、水田での畑作物栽培が困難な地域が見られるため、大豆等の土地利用型作物の導入等、畑作物栽培へ対応可能な排水条件の整備を推進する。

ウ 農業水利施設の多くは老朽化が進んでいるため、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る効率的な補修・更新整備を進める。

エ 中山間地域では、団地単位や生産組織単位に畑地の高度利用のための農業生産基盤の整備を進める。

4 広域整備の構想

(1) 用排水施設の新設・改良

農業生産基盤の整備、開発に係る事業のうち、受益が広範囲にわたる国・県造成の基幹的農業水利施設の整備・更新等にあたり、本県農業の持続的な発展に資するよう先進技術の導入など管理の省力化・効率化に向け積極的に推進する。

なお、本県の水田地帯においては、基幹的農業水利施設の整備が完了しているため、今後は、施設の機能を維持するための長寿命化対策とライフサイクルコスト（LCC）の低減を図る適時適切な保管理を推進していく必要がある。

また、畑地帯、特に、樹園地地帯においては、品質の向上、安定生産のためのかんがい用水施設の整備や用水の確保が重要となる。そのため、限りある水資源の有効利用を図るため、配水計画の見直しや用水系統の再編など、かんがい用水の効率的な供給に努める。

(2) ほ場の整備

区画形質の変更等に係る農業生産基盤の整備のうち、受益の範囲が広域にわたるものについては、市町村農業振興地域整備計画及び広域営農団地整備計画との有機的な関連を保ちながら整備を図る。

特に、ほ場の大区画化（1 ha 程度以上）は、稲作の担い手農家に対する農地の集積・集約化を図るうえでも有効なことから、既に整備されている水田（30a 区画）の部分的整備による大区画化も含めて、その推進に努める。

また、園芸作物栽培の本格的な振興を図り、新たな産地形成を促進させるために、排水対策等の基盤整備を実施し、水田の汎用化を推進する。

(3) 農業集落排水施設の整備

農業用水の水質保全を通じて農業生産条件の安定化・高度化を図るため、農業集落排水施設の計画的整備を農村の生活環境整備と一体的に推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農地は、農業生産活動において最も基礎的な資源であり、良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることは、きわめて重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の発揮を図る上でも必要である。

ア 県内の荒廃農地は、市町村と農業委員会が現地調査を行い確認する調査によれば、令和5年の面積は1,956haで平成30年の2,532haと比較して、減少しているが、中山間地域においては、農業生産条件が不利な農地が多いことや、高齢化や過疎化の進行により、平地と比べて荒廃農地が多い。

イ 水田の重要な用水源である農業用ため池や山腹水路は県内に数多く存在し、地震や近年頻発する局地的・集中的な大雨により老朽化等の著しい農業用排水施設では災害の発生が懸念されている。また、県内には地すべり危険地も数多く存在している。

農地は、農業生産活動の維持に必要不可欠な資源であり、農業生産活動が行われることにより地下水をかん養する機能のほか、雨水の一時的な貯留機能（「田んぼダム」）、表土の浸食防止機能、土砂崩壊防止機能があり、県土や地域の防災・保全に大きな役割を果たしている。

農用地等の保全は優良農地の確保に留まらず、砂防施設や治水施設の防災機能と相まって流域治水や土壌浸食、崩壊等の自然災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産の安全を確保する上からも重要である。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

安定した食料供給県としての役割を果たすためには、優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが必要であり、農地の基盤整備を計画的に進めるとともに、土地改良施設等の適正な維持管理を推進する。

特に、水稻から高収益作物への転換や園芸作物の産地形成を図るため、地下かんがいや暗渠排水等の基盤整備による、水田の汎用化を推進する。

また、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援や地域の話合いにより策定した土地利用構想の実現に向けた取り組み、農地の基盤整備や施設整備費等を支援するとともに、「地域計画」に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

ア 農村防災減災事業

県民の生命・財産及び農地・農業用施設を災害から守り、安心して営農を継続できる環境を維持するため、ため池の整備、排水機場や用排水路の改修を計画的に実施する。

イ 地すべり対策事業

地すべりの発生は、農地のみならず人家、人命にも被害を及ぼす恐れがあるため、地すべり防止区域における長寿命化対策など、計画的な対策工事を実施する。

ウ 農地保全整備事業

急傾斜地や特殊土壌地帯において、農用地の侵食崩壊を防止するために排水施設等を整備する。

(2) 農業生産基盤整備事業による優良農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消

ア ほ場整備事業、かんがい排水事業

水田農業の生産性の持続的向上を図るため、低コスト・省力化に向けた生産基盤の整備や既存の農業水利施設の長寿命化対策を推進する。

イ 水田畑地化基盤強化対策事業

高収益作物への転換を後押しする水田の汎用化を推進し、産地形成に向けた園芸作物導入を加速化するため、総合的な排水対策等の生産基盤の整備を図る。

ウ ほ場整備事業（耕作放棄地型）

荒廃農地の発生防止・解消のため、農業生産基盤の整備と関連支援策を一体的に実施する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消の支援

荒廃農地の解消を図るため、関係機関と連携した荒廃農地の実態把握や地域の自主性・創意工夫による解消実践活動に対する各種支援を実施し、計画的な土地利用を推進する。

(2) 担い手への農地の集積・集約化の加速化

農業委員や農地利用最適化推進委員の農地の利用状況調査、利用意向調査等により、荒廃農地の発生状況の把握を推進するとともに、「地域計画」に基づく農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化に向けた利用調整活動を促進し、担い手への農地の集積・集約化による荒廃農地の発生防止を推進する。

(3) 中山間地域等の持続的な農地保全と多面的機能の発揮

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、農業生産活動の継続や地域の共同活動を支援し、農用地等の適切な保全管理を行っていく。

また、ふるさと農村地域活性化基金事業を活用しながら、多様な担い手の育成や農村の環境を保全する活動等を支援するとともに、棚田を保全する活動への支援や棚田地域の交流・関係人口の拡大に向けた活動を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の農業をとりまく情勢は、気候変動が進行し、温暖化に起因して、農産物の生産量と品質が不安定化するとともに、頻発・激甚化する自然災害等により、農家経営は厳しい状況にあり、また、農業従事者の減少と高齢化が進み、担い手不足の深刻化が危惧されている。また、これまで荒廃農地面積は減少しているが、今後増加することが懸念される状況にある。

このような中、本県農業生産の拡大と生産性の向上を図るためには、担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、生産力及び経営力の高い経営体の育成・確保と経営面積の拡大、生産コストの縮減を併せて進めていく必要がある。

(1) 農地の効率的かつ総合的な利用の促進

農地の効率的かつ総合的な利用を促進するためには、地域の構成員による話し合いを踏まえ、地域の将来の農業のあり方や農地の担い手を定めた「地域計画」に基づき、着実に農地の集積・集約化をすすめていくことが肝要である。

このため、市町村や農業委員会は、「地域計画」の見直しや実現に向けて取り組むとともに、県や農地中間管理機構、農業会議等の関係機関は、市町村等の取組みに対して地域伴走型の支援を展開していくことが必要である。

さらに、土地利用型の農業経営に関しては、集落営農の組織化・法人化を含め、地域農業の担い手となる経営体を育成し、効率的・安定的な営農体制を確立していくことが重要である。

(2) 農地の集積・集約化の促進

地域農業の持続的発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である。

今後は、県内各地の地域特性を活かした営農類型を目標とし、農地中間管理機構を活用した賃貸借を中心として、担い手への農地の集積・集約化を一層進め、農地の有効活用、生産コストの低減、経営効率の向上を図り、農業経営基盤の安定化を推進していく。

以上を踏まえた、農業地帯ごとの農業経営の推進方向は、次のとおりである。

2 各農業地帯別の農業経営推進方向

(1) 村山農業地帯

本地帯は、園芸作物を中心に複合経営が高度に進んでおり、恵まれた気候と立地、培ったノウハウ、都市との近接性等の地域特性を活かしながら、稲作や畜産と調和を図りつつ、園芸作物のより一層の振興を図り、周年・高収益農業を推進していく。

複合経営の核となる園芸農業では、施設化による安定生産を進めながら、省力技術の確立により産地の拡大を図っていく。また、土地利用型農業では省力低コスト栽培を推進するため、新たな技術を導入し、経営の安定化を図っていく。

(2) 最上農業地帯

本地帯は、稲作に大きく依存した営農形態を改善するため、特に園芸作物の導入による複合経営や周年農業に向けた取り組みが積極的に行われてきた。今後とも稲作を基幹としながらも、野菜、花き、山菜、果樹、そば、菌茸、畜産等の地域特性を活かした多様な農産物との組み合わせや農産加工の取り組みによる経営の複合化と周年化による農業所得の向上を推進していく。

また、耕畜連携を一層強化して堆肥の土地還元利用を拡大するとともに、自給飼料生産の拡大を推進していく。

あわせて、土地利用型農業では、担い手への農地の集積・集約化、集落営農の組織化や農業経営の法人化を進めることで、スケールメリットを生かした農業経営の向上を図っていく。

(3) 置賜農業地帯

本地帯は、稲作において高い生産性を誇っており、今後とも稲作を中心に据えながら、地域特性を活かしつつ収益性と市場性の高い果樹・野菜・花きなどの園芸作物の産地形成を図っていく。

また、酪農及び肉用牛については、耕畜連携による地域の飼料基盤に立脚した経営を推進するとともに、特用林産物等の生産振興を図っていく。

(4) 庄内農業地帯

本地帯は、全国に誇りうる高品質・良食味米の主産地であり、経営面積の大規模な経営体が年々増加している。

今後は、さらに、農地の集約化や農業機械の効率的利用を積極的に進めながら、大規模経営等によりコスト削減に取り組むとともに、多様な用途・需要に対応した生産拡大と高収益部門の育成・強化を推進していく。

また、かき、なし、メロン、えだまめ、ねぎ、花き等の園芸品目や養豚・養鶏の生産振興を図っていく。

*営農類型については、別紙のとおりとする。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 農業の近代化のための施設の整備の基本的方向

高い生産性とブランド力を持つ本県農業をさらに発展させるためには、競争力の高い経営体や意欲ある人材の育成確保が重要であり、一つ一つの経営体の生産性を高めていくことが必要である。

また、消費者ニーズの変化や国内外の産地との競争環境に対応するため、優れた農産物を生み出す競争力の高い産地の形成を推進していかなければならない。

同時に、農産物の差別化、ブランド化を推進するとともに、海外への販路開拓、拡大を進めていく必要がある。

これらの方向性に沿って、競争力の高い農業経営を実現するために、生産基盤の整備、産地の生産組織の拡大・強化とともに、効率的かつ計画的な農業施設、農業機械の整備を進める。

以上の基本的方向に基づいて、重点作物別、各農業地帯別にその整備の基本的な方針は次のとおりである。

2 重点作物別の構想

(1) 水 稲

「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産を基本として、高品質・良食味米の高位安定生産を進めるとともに、適正収量の確保、省力・低コスト生産等を進めながら、稲作農家の所得確保と県産米の評価向上に取り組むことが重要である。具体的には、スマート農業技術や直播栽培等の省力・低コスト技術の普及・定着を図るとともに、籾乾燥調製貯蔵施設、籾乾燥調製施設、育苗施設等の利用拡大を図るため、団地化、借地、作業の受委託や共同利用化等を推進する。

さらに、今後は、高齢化・兼業化の一層の進行等により労働力が脆弱化する稲作農家が増加すると見込まれていることから、大規模農家はもとより、機械・施設の共同利用集団や作業受託集団等の組織化を進め、地域農業振興の推進役となるよう重点的に育成する。

(2) 大豆、そば、麦等の土地利用型作物

大豆・そば・麦等土地利用型作物を本格的に推進していくには、これら農産物の生産性・品質を高位安定的に確保し、県内外の産地間競争に打ち勝っていくことが最も重要である。

具体的には、実需者ニーズに対応した品種の選定や、品質と収量の向上に向けた技術の普及を図るとともに、団地化や水田汎用化の基盤整備等により排水対策を実施し

たうえで、地域の実情に応じた効率的な機械化体系の導入と、価格の優位性を確保するため高品質で均一な農産物生産のための乾燥調製施設の整備を推進する。

また、汎用化等により排水対策を実施したほ場では、意欲ある担い手や、担い手を中心とした生産組織がスケールメリットを発揮できるよう農地の集積・集約化及び作業受委託を推進する。

さらに、原料供給のみにとどまらず、積極的に加工、商品化を志向する取組みと加工施設等の整備を推進する。

(3) 果 樹

本県の強みである果樹生産を維持・発展させていくため、地域の担い手や新規就農者への優良園地の円滑な継承、労働生産性の向上、生産を支える多様な労働力の確保等により、生産基盤を強化していく必要がある。

このため、省力・軽労的な生産方式の導入やスマート農業技術といった革新的な新技術の導入推進、作業効率の良い水田を活用した平坦部への果樹園移行、生産性の低い園地や老木園の改植、優良品目・品種への改植を契機とした品目ごとの園地集積・団地化などにより労働生産性の改善を推進する。加えて、傾斜の緩和、農道・作業道の整備、かん水施設の整備などにより、作業の利便性の向上を図る。

また、産地の人手不足や流通段階での労働力不足に対応するため、集出荷・選果施設の再編整備を行うとともに、厳選出荷による本県産果実のブランド力を強化するため、高機能な集出荷・選果施設、貯蔵施設の整備を併せて推進する。

ア さくらんぼ

気候変動に左右されない安定生産及び出荷期間拡大に向け、結実対策を徹底するとともに、防霜資材、高温対策資材、防風設備、かん水施設、加温ハウス、無加温ハウス等の導入を推進する。

また、省力・軽労的な次世代型の生産方式の導入による経営規模の拡大及び円滑な経営継承の推進、新興産地の育成による生産基盤の強化を図る。

さらに、大玉新品種「やまがた紅王」のブランド化や輸出拡大などにより、「山形さくらんぼ」の国内外でのブランド力強化を推進する。

イ 西洋なし

「山形ラ・フランス」の地理的表示（G I）保護制度登録を活用し、食味を重視した「ラ・フランス」の生産・出荷・販売の継続と食べ頃周知の徹底によって、本県西洋なし産地のブランド力強化を図る。

また、縮間伐や樹高の切り下げによる作業性向上、老木園の改植を推進するとともに、V字仕立て等の新しい仕立て方の開発と導入、重要病害（胴枯病・輪紋病等）対策の徹底により、生産性の向上を図る。

ウ りんご

輸出も視野に入れた集出荷施設の統合・高性能化を図るとともに、わい性台木等を活用した早期成園化が可能な生産方式の導入や自動式除草機等による労働生産性の向上を推進する。病害対策については、ICTを活用した適期防除や物理的・耕種的防除を組み込んだ総合的防除対策を強化し、高品質安定生産を推進する。

エ ぶどう

既存品種から「シャインマスカット」をはじめとした優良な大粒種への転換や新植、新興地域への導入推進、遅場産地を生かした長期貯蔵による冬季出荷の推進によって、産地拡大を図る。また、省力技術及びスマート農機の導入による規模拡大と、省力栽培が可能で需要拡大が期待できるワイン用ぶどうに取り組む。

オ もも

輸出も視野に入れた集荷施設の統合・高性能化を図るとともに、栽培面積の拡大を円滑に進めるため、水田などからの転換や団地化を推進する。併せて、健全な幼木の育成のため、防風設備や暗渠の設置による病害、及び排水対策の徹底を図る。

消費者嗜好の高い中生品種「あかつき」及び晩生品種「川中島白桃」を核として、その前後を補完する優良品種を積極的に導入することでブランド力強化を図る。

カ かき

大玉果実の安定生産、甘柿導入、貯蔵による12月販売、干し柿、樹上脱渋品など高付加価値商品の生産販売と輸出拡大により所得向上を推進する。また、V字仕立て等新型樹形や省力栽培技術導入により労働生産性の向上を図る。

また、雹害等の気象災害対策を徹底するとともに、防除や剪定では共同作業組織や受託組織の育成を図る。

(4) 野菜

持続的発展が可能な野菜産地づくりに向けて、新規生産者の掘り起こし、産地間の技術・経営情報の共有、産地内での円滑な技術継承を進めるとともに、気候変動対応技術の普及、スマート農業技術等の導入による生産性向上、機械化等による省力化を推進する。

また、本県の主力出荷期である夏秋期を中心に、一層の高品質化・安定生産及び長期安定出荷体系の構築を推進し、県産野菜のブランド力の向上を図る。

ア えだまめ

機械化等による経営体当たりの規模拡大を進めるとともに、気候変動対応技術の導入等による長期安定出荷、産地全体の食味向上の取組実践によるブランド力の強化を推進する。

イ すいか、トマト、きゅうり、メロンなど

高収益型の品目として、収益性の高い経営の実現を目指し、データ駆動型農業の推進により高品質化、産地内の技術の継承を図る。

ウ ねぎ、アスパラガス、にら、加工用野菜等の土地利用型品目

生産性向上及び気候変動対応技術の導入による高品質安定生産、選果選別施設の利用促進や機械化による分業化・規模拡大等を推進し、長期安定出荷体系の構築を図る。

エ たらふくの芽、うるい、ふきのとうなどの促成山菜

これまで確立してきた日本一の産地を維持・強化するため、穂木・株養成安定化技術の導入や新産地育成による生産基盤の強化を推進し、冬期間の農業所得の向上を図る。

(5) 花き

産地の維持・発展に向けて、新規栽培者の確保と水田転作畑等を有効活用した生産拡大を推進するとともに、栽培施設や集出荷施設の整備、気候変動に対応した栽培技術、環境制御技術、省力・省エネルギー化の導入により生産性や品質の向上を図る。また、市場ニーズに対応できる計画生産と市場への的確な出荷情報が提供できる出荷体制・機能の充実により、安定価格による有利販売を推進する。

ア 露地花き品目

りんどう、さくら「啓翁桜」では、新規生産者の確保・育成、既存生産者の作付面積の拡大と気候変動に対応した栽培技術の普及・定着により生産の拡大を推進する。また、ダリア、「スノーボール」では、施設栽培との組み合わせにより、長期継続出荷による生産の拡大を推進する。

イ 施設花き品目

トルコぎきょう、ストックでは、防虫・防蛾灯を活用した省力的防除対策技術の導入等による安定生産を推進する。

ばら、アルストロメリアでは、高温に対する簡易ミスト噴霧技術の導入による生産性の向上を図る。

さらに、鉢物・花壇苗類では、市場性が高く、本県の気象条件に適応した品目・品種の選定と環境制御技術等の導入により、生産性の向上を推進する。

(6) 畜産

法人経営者など地域における中心的な担い手の経営発展の支援に加え、中小家族経営の営農維持・発展に向けた規模拡大や生産性向上のための施設等の整備を支援し、畜産経営の所得向上や産地ブランドの確立を図る。

ア 肉用牛

山形生まれ・山形育ちの「総称山形牛」の生産拡大とブランド力を強化するため、和牛繁殖雌牛の増頭や一貫経営への移行の促進、ICT技術の活用、飼養規模の拡大の取組み等により和牛子牛の増産を推進するとともに、能力の高い県産種雄牛を造成する。また、酪農経営との連携を強化し、優良な和牛子牛の増産を図るため、受精卵移植技術を活用した和牛生産を推進する。

イ 乳用牛

安定的な生乳生産により経営の安定化を図るため、畜舎の整備や草地造成など自給粗飼料の生産基盤を強化するとともに、担い手の育成や飼養管理技術の高度化などの技術支援により生産性の向上や経費の削減を推進する。また、ゲノミック評価技術を活用した受精卵を牛群検定農家に配布し、高い能力を持った乳用牛を増殖するとともに、発情分娩監視装置等ICT関連機器の整備を推進する。

ウ 豚

県が作出した、繁殖性や肉質に優れた種豚の普及と利用を図るとともに、生産性を高め環境保全に配慮した施設の整備を推進することで、銘柄豚をはじめとした県産豚肉の生産拡大と販路拡大を推進する。

また、飼料自給率の向上による飼料費の低減や、県産飼料にこだわった生産によ

る差別化等を図るため、県内で生産された飼料用米や子実用とうもろこし、地域内の未利用資源を用いたエコフィードの活用を推進していく。

エ 採卵鶏・肉用鶏

鶏卵及び鶏肉については増加傾向で推移しており、需要に見合った生産を基本とし、鶏舎等の施設整備を進めていく。

やまがた地鶏については、生産拡大を図るため、新規参入者の確保や鶏舎等の施設整備を推進し、販路拡大を図っていく。

オ 飼料基盤

飼料費の低減を図るため、耕畜連携の強化やコントラクター(作業受託組織)の育成等により、県産飼料(牧草、飼料用とうもろこし、飼料用米及び稲WC S(稲発酵粗飼料))の生産・利用拡大を図るとともに、荒廃農地等を活用した簡易放牧の取り組みを進める。

カ 畜産環境保全

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)に基づき策定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山形県計画」に即して、家畜排せつ物の適正管理を図りながら、耕種農家の要望に応じた堆肥の生産・供給の取り組みと併せ、農作物への利用拡大を進める。

3 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

(1) 村山農業地帯

本地帯は、果樹などの園芸作物が全国有数の生産を誇っており、県内では稲作への依存度が最も低く、多くの作目が農業経営に取り入れられている複合農業地帯である。しかも、県内で最も都市化、工業化が進み、兼業化と労働力の不足は顕著となっていることから、徹底した省力化を前提とした農業生産基盤の整備と機械化を実施し、あわせて良質米の主産地としてその地位を確保する必要がある。

本地帯における主要作目としては米、大豆、そば、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、りんご、ぶどう、西洋なし、さくらんぼ、もも、すもも、きゅうり、トマト、食用ぎく、すいか、ねぎ、えだまめ、ばら、きく、トルコぎきょう、ストック、切り枝桜等があげられるが、なかでも、都市近郊は気象的に県内で最も恵まれた条件にあり、県外出荷も期待できることから、施設野菜、露地野菜などの生産増加が望まれる。

今後における作物生産技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 米

本地帯の稲作は、単位面積当たりの収量は高く、担い手への集積による規模拡大も進んではいるが比較的経営規模が小さい経営体が多いため、主要作物である園芸作物とのバランスのとれた経営類型や生産体制を目指す。このため、稲作を中心に、他作物を含めて、土地、労働力、機械、施設等の有効利用を進めるとともに、認定農業者や集落営農組織による米づくりを推進し、経営の効率化と適切な役割分担を

図り、地域農業全体としての生産体制を構築する必要がある。

また、担い手の規模拡大を図り収益性を高めるため、ICTを活用したスマート農業や、品質・食味を維持した直播等の省力・低コスト技術の普及を図り、「つや姫」、「雪若丸」をはじめとした高品質・良食味米の安定生産を進め、米産地としての村山の評価向上を図る。

イ 大豆・そば等の土地利用型作物

本地帯では、園芸作物と競合しない作物を中心に、大豆・そば栽培の団地化などを推進し、園芸作物＋米＋大豆、園芸作物＋米＋そば等の複合経営の普及やスマート農業等を活用した生産管理の効率化を図る。

また、新技術導入による収量・品質の高位安定化、生産者と実需者の連携強化を進める。

ウ りんご

平坦地区の園地では、スピードスプレーヤー（SS）などの防除機導入が進んでいるが、小規模で傾斜地の園地では動噴による防除が実施され、1戸当たりの栽培面積も小さい。

今後は既存園での農道など生産基盤のさらなる整備や集出荷施設など流通施設の効率的な活用を推進し、産地銘柄の維持を図る。貯蔵施設は既存施設の効率的な利用を進める。

エ ぶどう

本地帯のぶどうは他樹種との組合せが少ない形で栽培されている。しかし、傾斜地の園地も多いことから、今後は特に傾斜地から平坦地への移動を主眼として農業生産基盤を整備し、省力作業機の導入を進める。

オ さくらんぼ

さくらんぼは、管内の中心的な樹種として果樹経営の主力となっている。ただ、作柄は開花期の気象条件に左右されやすく、生産が不安定である。今後とも結実確保とともに省力栽培のための技術改善を図る必要がある。

結実確保策としては、気象変動に左右されにくい無加温ハウスや長期被覆栽培施設の導入等を図る。省力栽培対策としては、整枝せん定等による低樹高化のほか、作業性の良い軽労的な仕立て方の導入を図る。

カ 西洋なし

西洋なしは、適期収穫と予冷・産地追熟による食味重視の生産・販売を基本とし、病害対策（特に胴枯病、輪紋病）の徹底等により、生産性や市場評価の向上を図る。

また、「ラ・フランス」を中心にしながらも、早生から晩生の優良品種の導入を進め、知名度向上と消費の拡大を図る。流通施設としては、既設施設の効率的な利用を進める。

キ もも

ももの栽培は、生食主体の生産が図られ近年増加傾向であるが、1戸当たりの栽培面積は小さく、他の果樹との複合経営が多い。今後は晩生品種の導入を図り、産地の特色を活かしながら有利販売を図る。流通面では生食生産を主体とし、現在整備されている選果機の利用率向上に向けた取組みを進める。

ク すもも

近年消費者から注目され、産地として生産振興しており、売上も年々伸びている。

観光園としての検討や新規就農者が営農開始の品目として選定されていることから、基盤整備による園地の造成とSS等の農機具の整備を図る。

ケ 野菜

(ア) 東南部

当地域は県内でも積雪が少なく、日照時間が比較的長いことから山形市の都市近郊を中心に施設化が進み、きゅうり、トマトの指定産地となっている。また、食用ぎく、なす、ねぎなどの銘柄品目のほか、セルリー、せいさい、おかひじき、ほうれんそう等の生産も盛んで、地場及び県外供給の産地となっている。

今後も、山形市を中心とした近郊消費地のほか、県外にも供給する野菜産地を育成するための生産振興を図る。また、省力栽培技術の普及、都市部の雇用労力の有効利用、地域と一体となった水田の有効利用などにより都市部と農村部の調和した野菜生産の定着を図るとともに、JA間協同による一元出荷体制の確立によるロットの拡大を図りながら野菜の生産と産地育成を推進する。

このため、水田の有効活用を図るため排水対策等の基盤整備を推進するとともに、ハウス等栽培施設の導入や施設園芸団地の形成を図る。また、省力化、合理化を図るため省力機械の導入と生産の組織化を推進する。

(イ) 西部地域

寒河江市と河北町を中心に、水田を有効活用したえだまめの産地が形成され、県内有数の産地となっている。また、ねぎや施設トマトが伸び悩む中で、特産のつるむらさき、水田を活用したなすが野菜作目として拡大してきている。しかし、当地域は、果樹が主力の複合経営体が多いため、産地基盤の強化には果樹との労働調整できる野菜産地の形成が課題となっている。

今後も、水田及び荒廃農地等を活用しながら、土地利用型のえだまめを中心になすやつるむらさきの生産拡大を推進する。さらに、高齢者や女性の労働力や地域条件を活用し、地域特産である食用ぎくやさといも、山菜類の生産振興を図り、果樹地帯における他作物と協調した野菜産地の形成を図って行く。

このため、水田の有効活用を図るための、ほ場の排水対策や団地化を推進するとともに、作業の省力化、軽減化を図るための省力機械の導入や生産組織の強化を進める。さらに、品質や収量を確保し収益性を向上するために、野菜の施設化や選果機械の拡充も推進する。

(ウ) 北部地域

村山市、尾花沢市、大石田町の二市一町に全国的にも有数のすいか産地が形成されており、県内生産の約90%以上を占めるなど、本県すいか生産の大宗を占める地域となっているが、栽培者の高齢化等により作付け面積は横這いから減少傾向となっている。また、トマトを中心に施設栽培が導入されているが、すいかに続く基幹作物としての産地拡大には至っていない。その他、ジュース用トマト等、加工業務用野菜やえだまめ、さといも等の土地利用型野菜についても産地化が図られているが、高齢化等により、産地基盤が脆弱である。ただし、最近は、たらのめ、うるい等の山菜類や促成いちご等、施設の効率利用による冬期農業の拡大などの動きが見られる。

本地域は、日本一の夏すいかに見られるように果菜類を中心に産地化が進んできたが、生産者の高齢化や労働力不足、連作障害などの構造的な課題に加え、消

費者ニーズの変化や気象の変動等による生産的課題の解決が緊要である。そのため、すいか等露地品目では、気象変動に左右されず、かつ、新たな病害虫等に対応した生産振興と省力効率的な技術等の検索、導入を促進し、産地基盤の拡充を図る。

また、水田を活用した作物栽培の生産安定を図るために、水田の排水対策等の基盤整備を推進するとともに、地域内資源を活用した土づくり等を促し、足腰の強い産地づくりを目指す。また、産地銘柄を発展させる上で、すいか選果施設等の集出荷施設の効率的な利用や、品質や収量を確保し収益性を向上するためのハウス施設等の拡充が重要となる。

コ 花き

本地帯は県内で最も花き栽培面積が多く、切り花では、ばら、ストック、トルコぎきょう、きく、りんどう等、鉢物・花壇苗では(ミニ)シクラメン、パンジー、ハボタン等、花木類では「啓翁桜」等の産地となっている。

より一層の産地強化のためには、作期の拡大が必要で、それに向けた機器・資材等の導入を図る。一方、燃油高騰や夏季高温により、経営費の増大や収穫量の減少が懸念されるため、それぞれに対応した機器の導入を図る必要がある。

啓翁桜等の花木類は促成施設の利用促進を図る。

サ 肉用牛

本地帯は、北部地域を中心に担い手の経営規模の拡大が進み、和牛の飼養頭数が増加しており、県全体の5割弱を占める県内一の肉用牛産地となっている。今後、繁殖牛及び肥育牛頭数の更なる拡大を図るため、引き続き畜舎等の整備を推進する。

また、耕畜連携による稲WC S、飼料用米及び県産稲わらの生産・利用拡大を図るため、飼料作物収穫調製用機械の導入や飼料保管施設の整備を推進する。

さらに、放牧による低コスト化を図るため、公共育成牧場や簡易放牧の施設整備を図るとともに、草地改良を推進する。

シ 乳用牛

本地帯は、飼養戸数が県全体の2割弱、頭数が約1.5割を占め、南部地域を中心に産地を形成している。しかし、購入飼料への依存度が高く経営基盤が弱いことから、飼料用とうもろこしや稲WC Sなど自給飼料の生産拡大を図るため、飼料作物収穫調製用機械の導入を推進する。

ス 豚

本地帯は、飼養頭数が県全体の2割弱を占め、その太宗を西部地域の法人組織が占めている。本地帯全体の生産は現状維持の方向にあるため、生産の効率化や環境保全対策のための施設整備を推進するとともに、豚熱等の防疫対策のための施設整備を推進する。更に、飼料用米の利用拡大を図るための粉碎・混合機の導入や保管施設の整備を推進する。

セ 採卵鶏・肉用鶏

本地帯の採卵鶏羽数は、県全体の約1.5割を占めている。鶏卵生産は現状維持の方向にあるため、生産の効率化、環境保全対策や高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策のための施設整備を推進する。

肉用鶏については、特に「やまがた地鶏」の生産・供給体制の強化を図るため、関連施設の整備を推進するとともに、新規飼育者の掘り起こしを図る。

(2) 最上農業地帯

本地帯は一戸当たりの水田面積が庄内地方に次いで大きく、稲作への依存度が高い。水利の便利な平場地帯の稲作は、農業販売額の約半分を占める作目であり、スマート農業の実装に向けた取組など、今後さらに稲作生産の合理化を進め、生産性の向上を図ることが重要である。

酪農や子牛生産を主体とする肉用牛は、広大な未利用地の開発により、豊富な草利用と結びついた飼養規模の拡大が可能なので、その発展が望まれる。

園芸作物は増加傾向にあるものの、他地域より米の依存割合が高いことから園芸作物との複合経営による周年農業等への転換や、産地化された園芸産地の維持・発展が課題となっている。

本地帯における重点作目としては、米、大豆、そば、乳用牛、肉用牛、トマト、きゅうり、にら、アスパラガス、ねぎ、山菜等、花きのりんどう、トルコぎきょう、ばら、鉢物等があげられ、これらの今後における作物生産技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア 米

本地帯の稲作は、一戸当たりの経営規模が比較的大きく、稲作への依存度が高いが、反収は県平均を下回っており、今後本地帯が米の産地として生き残るためには、栽培管理技術の向上に努め、高品質かつ良食味の米の安定生産と供給を継続していく必要がある。

また、農業経営の法人化を推進し、担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、直進アシスト付トラクター、収量コンバイン、農業用ドローン、産業用無人ヘリコプターの活用等による生産性向上を推進する。

なお、本地帯は収穫期の湿度が高く乾燥調製施設の必要性が高いため、共同乾燥調製施設の有効利用に努める。

そば、大豆等の土地利用型作物：本地帯では、秋冷が早いことから、そばや大豆の早生種を用いた機械化一貫体系を推進し、作業受託組織の育成を目指していく。

この際、新技術等の導入による収量の確保と色彩選別機等の導入による品質向上策を同時に推進する。

イ 野菜

本地帯では、園芸施設と機械の導入が進んでおり、集出荷施設や選果施設等の生産条件が整備されたことで、にら、ねぎ、アスパラガス、トマト、ミニトマト、きゅうりなど主要6品目、促成山菜等の生産が拡大し、管内の各地域で産地形成が図られている。

今後も、産地の維持・拡大を図るため、野菜部門の導入と関連施設の整備を推進していく。また、近年の気候変動を踏まえ、高温対策技術や新品種の導入等を進めるとともに、機械化省力栽培体系や長期安定出荷、ICTや環境抑制技術等の導入等により安定性生産と生産性の向上を図る。

水田の有効利用を図るため、排水対策等の基盤整備を推進するとともに、集出荷・選果施設の効率的利用・整備を推進する。

ウ 果樹

さくらんぼについては、大苗導入を契機に安定生産を図っている。また、結実良好な「紅秀峰」、新品種「やまがた紅王」を主体とした高品質生産を推進していく。ぶどうについては、近年栽培が増加している「シャインマスカット」の高品質生産を推進していく。

エ きのこ

本地帯は、県内最大のきのこ産地であり、企業的経営から家族経営まで数多くの生産者がいる。既存の施設機械が老朽化していることから、順次更新を進める必要がある。

また、生産者の意向に応じて、経営規模拡大及び生産性の向上を図る等、近代的な生産ラインの導入を推進する。

オ 花き

本地帯は、県内では栽培農家が少ない地域ではあるが、切花ではりんどう、トルコぎきょう、ばら、スノーボール等を中心に市場評価が高い。また、鉢物も需要期に合わせた組み合わせにより栽培が行われており、切り枝桜の栽培面積が増えつつある。施設型の経営においては、冬期間の燃油対策が重要な課題となっており、二重被覆等による保温対策の徹底、作型等の見直しなどを進めていく。

カ 肉用牛・乳用牛

高齢化や後継者不足により、飼養戸数は減少傾向にあるものの、意欲的な経営体を中心に法人化や規模拡大が図られ、1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にある。

一方、近年は飼料や生産資材の価格高騰への対応、温暖化による暑熱対策や重大家畜疾病等に対する防疫対策の強化が求められている。そのため、自給飼料の生産拡大や耕畜連携の取組みを支援して飼料の確保とコストダウンを図るとともに、飼養頭数の拡大によるスケールメリット化、スマート農業技術の導入による生産性向上や衛生管理適正化のため、畜舎、関連施設・機械の建設、改修、導入等を推進することにより、持続的で地域に根ざした畜産経営の確立を支援する。

(3) 置賜農業地帯

本地帯は、複合経営地帯であり、水稻を中心として南東部ではぶどう、西部では畜産、北部では畜産、果樹、そして、かつては、養蚕を組み合わせた営農形態が発展してきた。平場地帯は水稻の比重が高く、米の単収も県内で高い水準にあるが、近年は気候変動による作柄への影響や、肥料等の生産費の高騰による経営への影響等が大きくなっていることから、今後さらに作柄の安定化、経営の合理化を積極的に推進する必要がある。

一方、経営の安定化を図るため、稲作以外の部門として、ぶどう、さくらんぼなどの果樹や都市近郊での施設園芸、基盤整備実施地区における露地野菜の団地化、古くからの伝統と高い技術をもつ酪農、肉用牛、養豚等の振興を図ることが必要である。

本地帯における重点作目としては、米、大豆、そば、ぶどう、さくらんぼ、もも、きゅうり、アスパラガス、えだまめ、おかひじき、ダリア、切り枝桜、肉用牛、酪農等があげられ、これらの今後における作物生産技術、生産体制のあり方及び農業近代

化施設の整備の方針は、次のとおりである。

ア 米

本地帯の稲作は、団地化、水田の集積・集約化を図りながら、気候変動対策を徹底し、品質や作柄の安定化を推進する必要がある一方、担い手農家への農地集積が急激に進み、適期作業や適切な栽培管理の実施が難しくなっていることが課題となっている。

そのため、農業生産基盤を整備するとともに、法人化を推進し、地域の実情と面積の規模に応じたトラクター、田植機、防除機、コンバイン等の導入や共同乾燥調製施設等の導入を進めることで省力・軽労化を図りつつ、スマート農業技術等の導入・活用を図り適期作業や適切な栽培管理を徹底し、品質・食味の高位平準化とコスト低減を図る。

イ 大豆・そば等の土地利用型作物

本地帯では、大豆・そば等が転作の中心的な有望な作物であり、共同化・団地化を推進するとともに、機械化一貫体系による生産組織に集約する生産体制を確立し、適切な排水対策や適期・適作業の推進により高品質安定生産を図る。

ウ ぶどう

高収益が期待される「シャインマスカット」等大粒品種の生産拡大及び気候変動を踏まえた高品質安定生産を推進するとともに、主力品目である「デラウェア」の省力化を推進する。また、地元ワイナリーからの要望等に応じ、より省力的なぶどう栽培として醸造（加工）用ぶどうの生産を推進する。

エ りんご

村山農業地帯に準ずる。

オ さくらんぼ

村山農業地帯に準ずる。

カ 西洋なし

村山農業地帯に準ずる。

キ もも

村山農業地帯に準ずる。

ク 野菜

本地域では、水田転作地における土地利用型野菜の生産を推進しており、川西町、白鷹町を中心にえだまめの生産が増加した。アスパラガスについては高齢化により栽培面積は減少傾向にある中で、新規栽培の動きも見られる。きゅうりについては、高齢化等の影響で作付面積は減少傾向にあるが、初期投資が比較的少ない夏秋栽培において新規栽培の動きが見られている。トマト等果菜類の施設園芸は、高齢化による担い手不足により作付面積は減少傾向にある。地域特産物としては、伝統野菜であるおかひじき、薄皮丸なす、雪菜等の生産が行われている。

今後は、新技術および収量性向上のための技術実証等により、水田を活用した野菜生産の拡大、気候変動下における収量・品質の高位安定化を推進する。また、基盤整備実施地区における土地利用型野菜品目のさらなる作付拡大、定着、安定生産を促進する。

そのため、水田の排水対策等の基盤整備を推進するとともに、省力機械や栽培施設の導入を推進する。基盤整備実施地区については、生産の安定化、効率化に向け

たブロックローテーションや団地化について検討する。

ケ 花き

本地帯では、西部では鉢物・花壇苗、切り枝桜の生産、東部では切り花のアルストロメリアの生産が盛んで、近年は、ダリアの露地又は施設栽培や、りんどうの生産が伸びている。今後は各品目とも新規栽培者の拡大を推進するとともに、種苗費、燃料・資材等、生産コストの増加への対策に必要な施設等の導入などにより、安定生産を図る。

コ 肉用牛

本地帯において、子牛を生産する繁殖経営では、飼養戸数及び飼養頭数とも県全体の約 35%を占めるなど、肉用牛の主産地として振興を図ってきている。また、全国ブランドである「米沢牛」の産地であり、地域全体で米沢牛の振興に取り組んでおり、生産基盤を維持・拡大していくためには、若手担い手の育成を図るとともに、飼養規模拡大に必要な畜舎等の整備や繁殖牛の増頭等を支援することにより、置賜生まれ置賜育ちの優良和牛の増産に取り組む。

サ 乳用牛

本地帯の飼養頭数は、県全体の約 70%を占める主要産地である。経営規模の拡大が進んだことから、1戸当たりの飼養頭数も多く、飼養管理技術の水準も高いことから、本県酪農発展の先導的な役割を果たしてきた。

飼養戸数は減少傾向にあるものの、意欲的な若い後継者も育っていることから、飼養規模の拡大や生産性向上に必要な施設や設備等の整備を推進するとともに、牛群検定や受精卵移植技術を活用しながら、生産性の高い酪農経営の推進に取り組む。

また、水田を活用した稲WC Sの作付け面積は、県全体の約 50%を占めており、今後とも耕畜連携による自給飼料の生産・利用の拡大を推進する。

(4) 庄内農業地帯

本地帯の重点作目としては、米、大豆、そば、かき、さくらんぼ、なし、ぶどう、メロン、いちご、ねぎ、えだまめ、きゅうり、なす、かぶ、ミニトマト、パプリカ、アスパラガス、菌茸、ゆり、ストック、トルコぎきょう、アルストロメリア、きく、切り枝桜、豚、鶏等があげられる。今後の作物生産技術、生産体制の在り方及び農業施設・機械の整備方針は、次のとおりである。

ア 米

「つや姫」、「雪若丸」、「はえぬき」等主食用米の高品質・良食味米生産、環境負荷の少ない米づくり、直播等による省力栽培及び水田の有効活用に向けた低コストの飼料用米・稲WC S生産の普及拡大を図る。

また、農業生産基盤整備、農地の集積・集約化を図りながら担い手を中心とした生産の組織化や法人化、トラクター、田植機、防除機、コンバイン等の農業機械及び共同乾燥調製施設等の整備を推進する。

イ 大豆・そば

作業の共同化、団地化の推進及び機械化一貫体系による生産体制を確立し、高品質安定生産を図る。また、新技術導入による収量・品質の高位安定化、生産者と実需者の連携強化を進める。

ウ 野菜・花き

野菜は、えだまめ、メロン、ねぎ、きゅうり、ミニトマト、パプリカ、アスパラガス、山菜等の産地形成が図られている。

花きは、ゆり、ストック、トルコぎきょう、アルストロメリア、きく、切り枝桜等の産地形成が図られている。

今後も、地域毎の立地条件に適応した重点品目を導入し、生産拡大と産地化を推進する。農業生産基盤整備、農業施設・機械、高品質安定生産・省力化技術の導入を促進する。

エ 果樹

かきは、大玉果実の生産推進と高品質化による商品力の向上を図る。また、干し柿等の加工品の生産拡大や樹上脱渋柿、個装柿、冷蔵柿などの販路拡大を図る。

なしは、老木園地が増加しており、土壌改良、暗渠の整備と果樹棚の再整備が必要であり、併せて晩生品種等を導入し市場ニーズに合った産地強化を進める。

ぶどうは、水稻育苗ハウス等を活用した「シャインマスカット」等のアーチ栽培の導入と品質の安定化を図り、新たな産地づくり、ブランド構築を進める。また、醸造用ぶどうの栽培を支援する。

さくらんぼは、安定高品質生産、観光との結びつきや新技術の導入、新規参入者の受け入れ体制の整備等により産地形成を推進する。

今後も、農業生産基盤整備、農業施設・機械、高品質安定生産・省力化技術の導入を促進する。

オ 畜産

豚は、飼養戸数が県全体の約6割・頭数が県全体の約5割を占め、県内一の養豚の主産地となっている。系統造成豚の利用と飼料用米を配合した飼料の活用により、本地帯で生産される豚肉の高品質化、均一化が図られ、庄内豚のブランド力向上に繋がっている。

肉用牛は、東部の中山間地を中心に和牛子牛生産が行われ、平坦地を中心に和牛や乳用種の肥育が行われている。

酪農は、北東部で大規模法人による農業経営が行われ、今後の耕畜連携の推進が期待されるが、多くは個人経営で主として稲作との複合経営で成り立っている。

採卵鶏羽数（成鶏めす）は、県全体の約6割、肉用鶏羽数も約4割を占め、県内で最も養鶏の盛んな地帯となっている。

また、耕畜連携を図る観点から堆肥製造施設の適正な保守管理や堆肥の需給調整を進める。併せて、飼料用米及び稲WC Sの生産、利用拡大を図る。

このような状況を踏まえ、飼養規模の拡大や効率的生産を行うために必要な畜舎等施設用地確保、畜舎建設を推進し、経営体質の強化とともに産地としての競争力の強化を図る。併せて、肉豚食肉処理需要に対応した食肉処理場再整備、食肉加工施設整備について検討を進めていく。

4 広域整備の構想

(1) 果実集出荷・選果等施設

本県産果実の評価を高めブランド力を強化するため、高機能な集出荷・選果施設、貯蔵施設の整備を併せて推進する。また、運送業界の規制強化やトラックドライバーの不足から、流通コストが上昇しているため、地域の集出荷拠点施設の再編、産地連携による混載などを実施し、低コスト輸送体制の整備を推進する。

西洋なしの低温処理、追熟処理施設、ぶどうや日本なしの貯蔵施設、りんごやももでは高性能選果システムの導入を図り、厳選出荷による高品質果実出荷を促進する。

(2) 野菜等集出荷施設

野菜産地の拡大のためには、選果作業の分業化や機械化一貫体系に即した集荷作業の効率化が重要である。また、ブランド力の強化のためには、規格の統一に基づく高品質出荷や物量確保による市場価値向上のための一元集荷体制が必要である。そのため、中長期的な生産計画に基づく広域の共同選果施設や集出荷施設の整備を推進する。

(3) 果実、野菜、畜産物等加工施設

本県の農業振興は、果実、野菜、畜産物等の大幅な増加に期待されている。しかし、生鮮食料品のみによる新規需要の喚起には、一定の限界があり、計画的に定量を加工に仕向ける必要があると考えられる。一方、消費構造の高度化により手軽な二次加工品の需要が増大しており、これに対応するため、果実、野菜、畜産物の加工施設を充実整備することが必要である。

本県の農産物加工施設は、豊富な農産物を背景として、県内各地に数多く配置されているが、今後は消費者の嗜好に合った加工分野の研究を基礎としながら地域の農畜水産物の需要の動向に即し、規格の統一された製品を出荷する等、加工利用の高度化を図るために必要な施設を広域的に整備する。

(4) 公共育成牧場

放牧は育成牛の強健性を高め、その後の生産性の向上に効果をもたらす機能を有しており、公共育成牧場は収益が得られない育成期の牛や繁殖雌牛の飼料費等コストの低減を図るために有効な施設であることから、利用拡大を一層進めていく必要がある。

このため、草地整備を主とした計画的な整備や土壌分析結果に基づく草地の生産性向上を支援していく。

(5) 集乳施設

酪農が持続的に発展していくためには、生乳の集送乳の合理化による流通コストの低減が課題である。

今後、酪農経営の点在化等や乳業工場の再編等に的確に対応しながら集送乳施設を整備し、効率的な集乳体制を支援していく。

(6) 家畜市場

公正かつ円滑な家畜取引と適正な価格形成を促進するため、各地域の出荷頭数の実情に応じた家畜市場の配置が重要である。

家畜取引の広域化に対応しながら、家畜市場の機能が十分に発揮できるよう再編整備を支援していく。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業従事者が減少傾向にあるなか、技術・経営に優れた意欲ある担い手を育成・確保することは、優良農地を確保する上でも極めて重要である。

このため、関係機関・団体と密接に連携しながら、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備等支援を一層促進する。

(1) 施設整備等支援の状況

農業を担うべき者の育成及び確保のため、本県においては、これまでコストの低減、経営規模の拡大を目指したカントリーエレベータなどの共同乾燥調製(貯蔵)施設や、青果物集出荷貯蔵施設、生産技術向上・経営能力向上などを目指した地域農業研修施設、新規就農者の確保等を目指した農作業体験施設・就農者研修施設、女性や高齢者の農業経営への参画を促す農産物加工・直販施設等の整備の支援を推進してきた。

(2) 施設整備の基本的方向

今後とも、各種補助事業や融資制度等を活用しながら、経営改善に意欲的な認定農業者、新規就農者、女性・高齢農業者等多様な担い手を育成・確保するため、各総合支庁農業技術普及課、農協、各地域の関係機関・団体との連携を強化し、当該施設の有効活用を促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備等の支援

(1) 新規就農者等の支援施設整備等の支援

農業に対する興味や理解を深めさせるための農作業体験施設整備、新規就農者のための研修施設の整備、新規就農者が発展段階に応じた技術力、経営能力を習得するためのきめ細かな支援を実施する。

併せて、市町村や関係機関・団体と連携のもと、住居、土地、資金、施設整備など、総合的な就農環境の充実に努める。

(2) 女性農業者、高齢農業者の支援施設の整備

女性や高齢者の持てる力を十分に活用するため、女性や高齢者の農業活動支援施設整備を支援するとともに、農業経営への参画と活躍を促す農産物加工・産地直売施設等整備の支援を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定農業者等の担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進

認定農業者等の担い手に対して、農地中間管理事業を始めとした農地の集積・集約化を加速化する事業、農業用機械等の導入支援事業、制度資金等における優先的支援や、生産技術・経営能力向上への支援を強化し、農業経営基盤の強化を促進する措置を集中的かつ重点的に実施するとともに、県及び市町村を中心とした経営改善支援活動を一層強化することにより、農業経営改善計画の実現に向けて支援する。

(2) 農業経営の法人化の推進

法人化は、農業経営の効率化と安定化を図るうえで、有効であることに加え、新規就農者を確保・育成する場としても期待されていることから、山形県農業経営・就農支援センター及び支援チーム・実践チームを中心に、行政や農業者団体、商工関係団体、専門家等と連携して、農業経営の法人化を推進する。

(3) 新規就農者の育成と総合的支援

本県の農業を支える担い手の確保のためには、新規就農者を幅広く確保・育成していくことが重要であることから、山形県農業経営・就農支援センターを就農相談のワンストップ窓口として、情報の提供や就農相談を実施するとともに、農業体験・長期研修の実施や、就農後の技術・経営指導等、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな支援を総合的に行い、新規就農者の確保・育成を図る。

(4) 地域営農の推進

地域の資源である農地を効果的・有効的に活用し、地域農業を維持・発展させていくためには、地域全体で地域農業のあり方を見いだしていく必要がある。

このため、「地域計画」等、地域の話し合いを通じ、中心的な担い手と兼業農家も含めた多様な構成による集落営農組織等、地域の実情に合わせて地域営農体制の確立を目指していく。

また、集落を単位とした営農組織は、農地の管理・保全等の面においても重要な役割を担っていることから、その組織化と法人化を推進し、経営発展を支援する。

(5) 女性農業者の活躍促進

女性ならではの視点や発想を活かして経営に積極的に携わり、事業発展を目指す女性の活躍を推進するため、経営力の向上を図るための研修への参加を促進してや実践的な生産技術の習得等を充実するなど、農業で女性が活躍できる環境づくりを推進するとともに、ネットワーク構築など交流や情報交換を促進する。

(6) 農業を担う多様な人材の育成・確保

多様な人材が雇用就農しやすい労働環境を整備するため、関係機関相互の情報共有を図りつつ、生産者を対象にした労務管理等の研修や、就業希望者への丁寧な相談対応などにより、農業における労働力確保を図る。

特に、多様な働き方への理解促進や、女性の農業従事のための環境整備、障がい者の福祉分野における雇用の場の確保に留意し、多様な人材が活躍できる労働環境づくりを推進する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業労働力の減少、高齢化の進行に対応し、本県の活力ある農業・農村の実現を図るため、その中心的役割を担う効率的かつ安定的な農業経営体を早期に育成するとともに、小規模農家等の所得確保及び地域の定住条件の維持のため、安定した他産業への就業機会を確保する必要がある。

このため、認定農業者を中心とする地域の農業の担い手に、農業施策を集中するとともに、日雇い、臨時雇用、出稼ぎなどの不安定兼業従事者や農外就労を希望する農業従事者に対して安定就業の場を創出することにより、農地の流動化を進め、地域農業の担い手に対する農地の集積・集約化を行いながら、農地の有効活用、農業経営基盤の安定化を推進していく。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等による就業機会の確保

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づき、計画的に企業を導入し、小規模農家、不安定兼業農家等に対し、安定した就業機会を創出し、認定農業者等の担い手農家の経営規模の拡大を推進する。

また、農村地域の活性化のため、若年層に魅力ある就業の機会を創出し、若年層の地域定住を図る。

(2) 6次産業化の推進による就業機会の確保

農業従事者や市町村・農業団体等による、地域の農畜産物を加工・販売する農産加工施設や産地直売施設の整備を支援するとともに、観光をはじめとした他分野・他産業と連携し、豊かな農畜産物や地域の特色ある郷土料理、棚田等の美しい景観など農山漁村に存在する地域資源を磨き上げることにより、関係人口を拡大し、地域における安定的な就業機会の確保を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村部における生活環境施設の整備の状況

本県人口の約54%に当たる57.6万人が居住している農村地域（非D I D）は、農業生産の場であるとともに、農家を中心とする地域の生活の場でもあることから、地域住民が魅力をもって定住できるよう、快適で安全な暮らしに必要な環境の整備を進める必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の基本的方向

一方で、農村地域は国土・環境保全、余暇空間、情操教育の提供など、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を有しており、このような機能は都市部の住民も含めた全住民が享受するものであることから、農村地域を住民共有の財産として位置付け、維持・発展させていく必要がある。

このため、農業生産基盤の整備と一体的に、生活環境施設の整備について関係部局に働きかけるとともに、自然生態系に配慮した親水空間の整備（水環境）や、新たに農村地域に居住したい人々のための居住空間の整備（住環境）など、都市住民との交流を視野に入れた施設整備を推進する。

2 生活環境施設の整備の構想

(1) 自然景観や生態系、伝統文化等に配慮した快適な居住環境の創出

農村居住者の快適性や利便性を高めるために、生活環境施設の整備の際には、常に環境を意識して、事業を展開してきたところであるが、加えて今後は、廃校など公共施設の利用再編や集落排水の補修・更新なども含め、地域特性に応じたきめ細かな整備を計画的に実施する。なお、農村の整備は、地域住民の理解と協力が不可欠となることから、地域住民参加型の整備計画に配慮するものとする。

(2) 住民参加による適正な土地利用計画の策定

農業生産基盤及び生活環境施設の整備にあたっては、優良農地の確保に十分留意しながら、地域住民自らが土地利用計画の策定に参画し、望ましい土地利用秩序の維持形成を図る。

(3) 自然環境や景観に配慮した交流拠点の整備

地域活性化に向けた主として農業従事者のための交流拠点の整備にあたっては、自然環境や景観に配慮するとともに、関係機関との連携を図りながら、地域居住者の連帯感育成、都市・農村の交流促進及び高齢者や子供たちに配慮するなど、地域の総合的な振興という観点を踏まえて整備を進めていく。